

旧緊急時避難準備区域（田村市）に長男夫婦及び孫と居住していたところ、長男家族が避難した仮設住宅には移転せず、知人所有のプレハブ建物を改装し同所に避難した申立人らについて、改装費用の一部及び平成26年12月までの食費増加分等の損害が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下、兩名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）についての和解金として、金315万1823円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年11月17日

(仲介委員 新庄健二)

(別紙)

申立人らの損害について

	損害項目	内訳	期間	和解金額 (円)
1	避難費用	宿泊謝礼 (平成 23 年 12 月 20 日付け支払い)		50,000
2	生活費 増加費用	食費増加費用	平成 23 年 3 月 11 日 ～平成 26 年 12 月末日	460,000
		上水道料金	平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 24 年 8 月末日	26,200
		電話料金増加分	平成 23 年 3 月 11 日 ～平成 24 年 8 月末日	164,736
		家族間移動交通費	平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 24 年 8 月末日	39,086
		家財等購入費	平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 24 年 8 月末日	300,000
3	避難先建物補修費用		平成 23 年 7 月 4 日 ～平成 24 年 2 月 15 日	1,500,000
4	精神的損害	避難慰謝料 (増額分)	平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 24 年 8 月末日	420,000
		ペット喪失慰謝料		100,000
5	弁護士費用			91,801
	和解金合計			3,151,823